

# 光市自殺対策協議会設置要綱

令和元年6月14日

光市告示第15号

## (設置)

第1条　自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、関係機関等が連携し、本市における自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、光市自殺対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (任務)

第2条　協議会の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 光市自殺対策計画の策定に関すること。
- (2) 光市自殺対策計画の推進に関すること。
- (3) 自殺対策のための研修及び啓発事業に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、自殺対策の推進に関すること。

## (組織)

第3条　協議会は、20人以内の委員をもって組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 医療、福祉、教育、経済、労働関係者又は関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

## (任期)

第4条　委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第5条　協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉保健部健康増進課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和元年8月8日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この告示の施行後、最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。